

鉄計積第 110208001 号

平成 23 年 2 月 8 日

改正 平成 26.10. 7 鉄計積第 141007001 号

改正 平成 28. 2.26 鉄計積第 160224003 号

工事一時中止に係るガイドライン

平成 28 年 3 月

鉄道・運輸機構 鉄道建設本部

目 次

1. ガイドライン策定の背景	1
2. 工事の一時中止に係る基本フロー	2
3. 発注者の中止指示義務	3
4. 工事を中止すべき場合	4
5. 中止の指示・通知	5
6. 基本計画書の作成	6
7. 工期短縮計画書の作成	7
8. 請負代金額又は工期の変更	8
9. 増し分費用の考え方	9
(1) 本工事施工中に中止した場合	9
(2) 工期短縮を行った場合	9
(3) 中止に伴う増し分費用の算定	10
(4) 増し分費用の積算	11
(5) 契約後準備工着手前に中止した場合	14
(6) 準備工期間に中止した場合	15
10. 増し分費用の取り扱い	16
(1) 工事一時中止の区分	16
(2) 全体中止と部分中止の積算内容の違い	17
(3) 増し分費用の事務処理上の取扱い	18
[参考資料]	19
(1) 工事の一時中止に係る手続	19
(2) 工事の一時中止に伴う積算方法（簡便法積算による場合）	20
(3) 基本計画書の作成例	21
(4) 工事請負代金変更請求の作成例	22
(5) 工事請負代金の構成	26
[関連資料]	28
○工事請負契約書（抜粋）	28
○増加費用等の積算上の取扱い（通知）	31

1. ガイドライン策定の背景

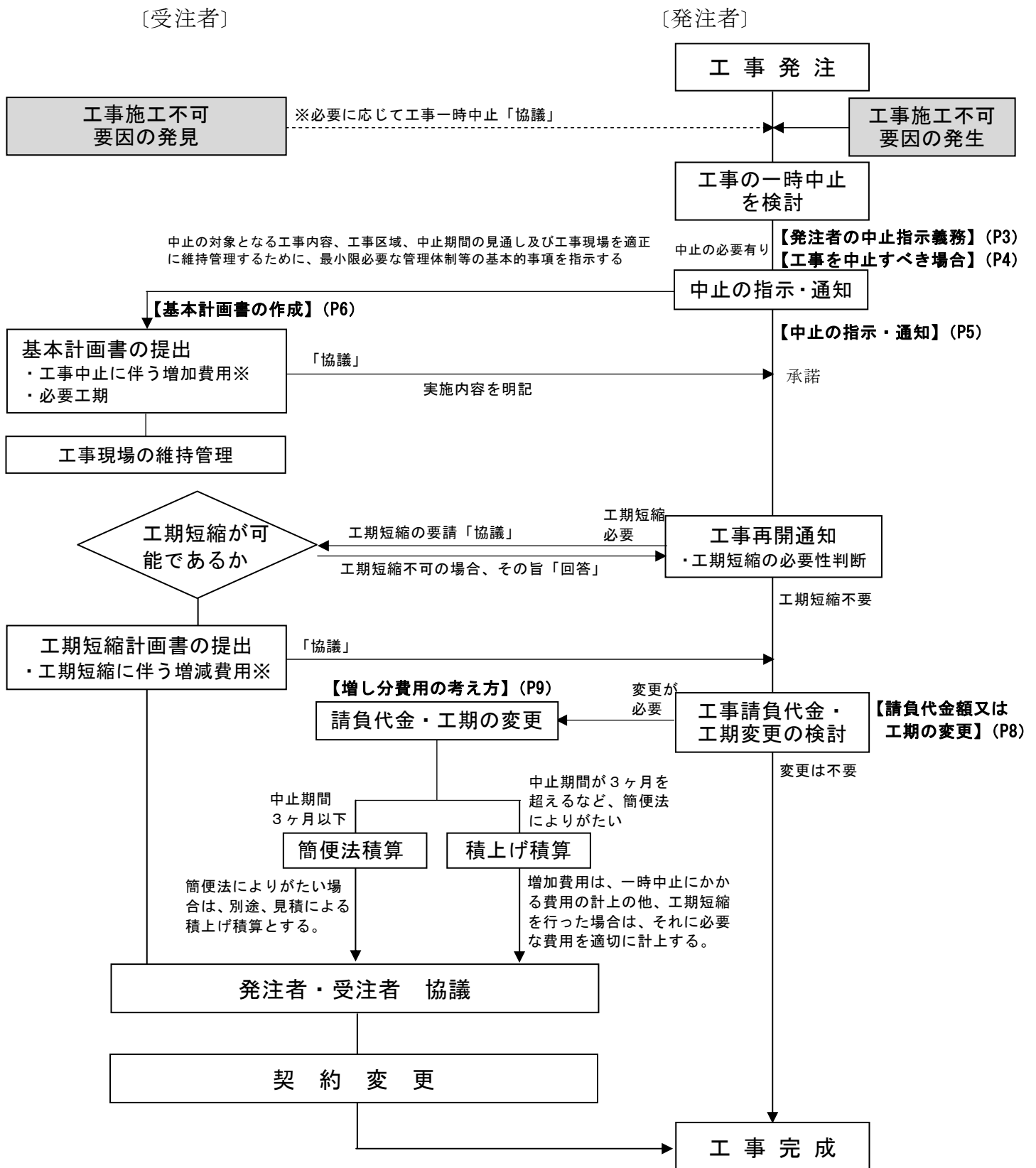
工事の円滑な推進を図るためには、事前に調査を十分に行うとともに、工事発注にあたって、用地の確保、設計協議等の課題を解決しておくべきであり、協議等で不確定な要素がある場合には、工事の発注時期、発注単位等に十分な配慮が必要である。しかしながら、諸般の事由により協議等が未了な場合においてもやむを得ずその完了予定を条件明示しつつ発注を行っているのも現状である。

このような中、予測しがたい理由や当初予定した協議等の完了時期の遅延など受注者の責めに帰すことができない事由により、工事を一時的に中止せざるを得ない事例が少なからず見受けられる。かかる事態は極力回避するよう努力すべきであるが、いったん工事が中止となった場合には、工事請負契約書に基づき適切に処理する必要がある。

工事中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについては、平成 16 年 12 月 21 日付け鉄計積第 24 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて（通知）」にもとづき処理することとしているが、今回、工事中止の手続や増加費用の積算の考え方など具体的に記載し、前記通知の運用がより円滑かつ適切に行えるようガイドラインとして取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、あくまでもやむを得ず工事中止の事態に至った場合の対応を目的とするものであり、工事発注にあたっては前述の基本を厳守すべきことはいうまでもない。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



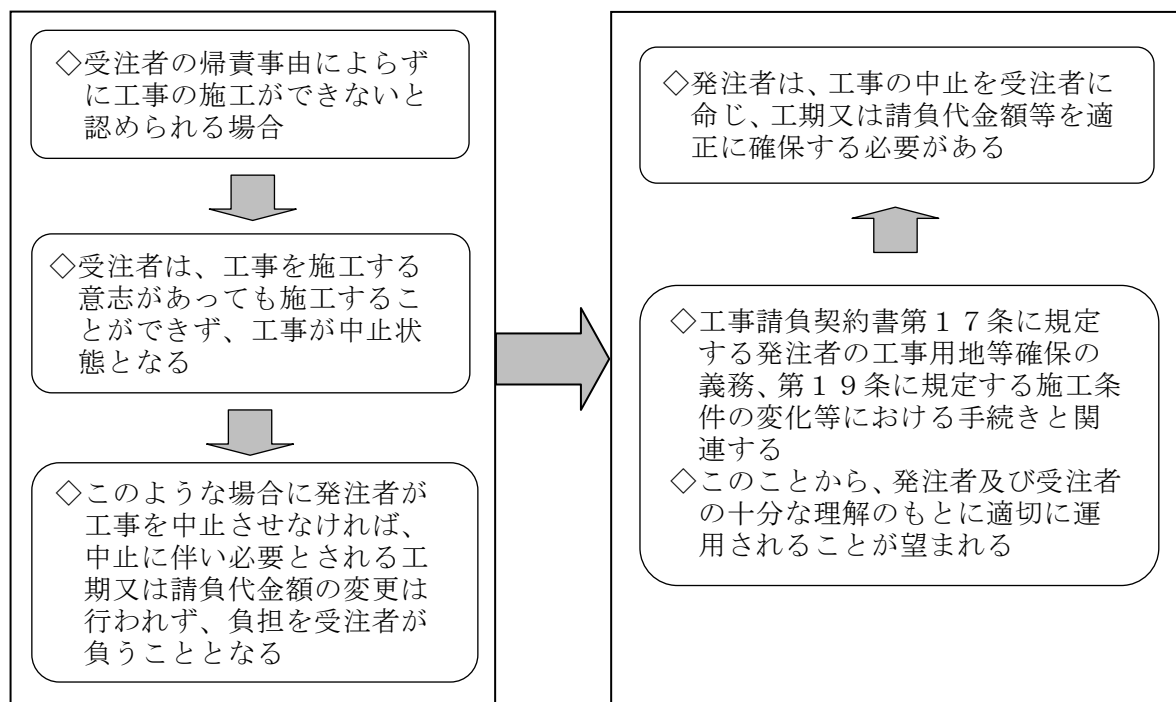
※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

3. 発注者の中止指示義務

- ・受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。
- ・受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【工事請負契約書第21条第1項】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



(注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期^{*}となった場合は、当初の工期が到来した時点で技術者の途中交代が認められる。

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第52条1項(2)を準拠して、「延期期間が6月を超えるとき」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。 【工事請負契約書第21条第1項】

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、その時期は一時中止をしないと工期や施工体制に影響があると判断した時点とする。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため(工事請負契約書第17条) 施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第19条) 施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示するものとする。

【H16. 12. 21 鉄計積第 24 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて（通知）」記 3】

※受注者は、発注者からの指示・通知に基づき中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成することとなるため、発注者はできるだけ具体的にその内容を受注者に提示する必要がある。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定できないことが多い。

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ・工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。【H16. 12. 21 鉄計積第 24 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて（通知）」記 4】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ・基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ・一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用[※]及び算定根拠（P11～13）
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ・発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ・受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ・協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

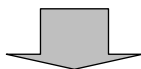
- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

工事を中止した場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額または工期が変更されなければならない。【工事請負契約書第21条第3項】

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額又は工期の変更を行う。



請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

工事用地等の確保ができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の自然的又は人為的な事象で受注の責めに帰すことができないものにより生じた費用

◇損害の負担

発注者に過失がある場合に生じたもの及び事情変更により生じたもの

【関連法令：契約書第21条3項】

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増し分費用の考え方

(1) 本工事※施工中に中止した場合

1) 増し分費用の範囲 【H16.12.21 鉄計積第 24 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて（通知）」記 5】

- ・増し分費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増し分費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

◇工事中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、作業員又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

工事体制の縮小に要する費用

◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、作業員、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、作業員、技術職員の転入に要する費用等

一時中止に伴う本支店の増加費用

◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用（一般管理費として率で計上）

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

但し、一部一時中止の場合は、必要に応じて上記の費用を計上するとともに、これに加え、一部一時中止に伴う工期延伸期間の現場維持に必要な費用を計上する。

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

1) 増加費用の考え方

- ・工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】
ex. ・工種を追加したが工期延期せず当初のままとした場合
- ・工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】
ex. ・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ・工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】
ex. ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要である

が、何らかの事情により、工期延期ができない場合

- ・自然災害で被災[※]し、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、工事請負契約書第 30 条（不可抗力による損害）に基づき対応

2) 増加費用を見込む場合の主な項目の考え方

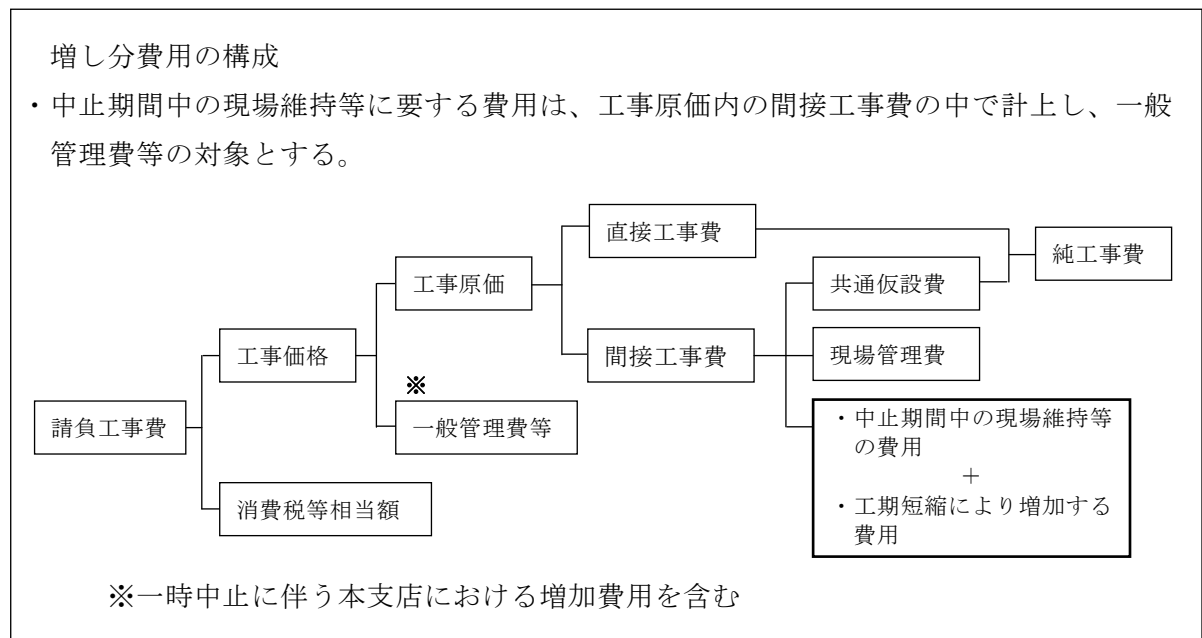
- ・当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ・パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ・その他、必要と思われる費用

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増し分費用の算定

【H16. 12. 21 鉄計積第 24 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて(通知)」記 7】

- ・増し分費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者協議して行う。
- ・増し分費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事に係る増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ・一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に掛かる費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。



(4) 増し分費用の積算

一時中止に伴う増し分費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定することとし、その内容は次表のとおりとする。

なお、算定にあたっては、中止期間3ヶ月以下は簡便法積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合など、簡便法積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者・受注者協議を行い、すべて積上げ積算により増し分費用を算定する。

但し、一部一時中止の場合は中止期間に関わらず、すべて積上げ積算とする。

(注1)簡便法積算の適用範囲は、検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

(注2)見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

(注3)増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者・受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

◎中止期間中の現場維持等に要する費用

イ 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運送費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱 電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ヘ 準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたもの
ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する費用
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力・水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増し分費用は計上しない
ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間中に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ 作業員輸送費	元設計が、営繕費、作業員輸送費を区分して積算している場合において、発注者・受注者協議により認められた作業員を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者・受注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する作業員の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を支払う場合の費用
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

簡便法積算による場合は、増し分費用のうち、網掛けをした費用は率計上とし、その他の費用は積上げ計上とする。

簡便法積算による増し分費用の算定

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

$d g$ ：一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第 4 位四捨五入 3 位止め）

J ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ $d g$ ）

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：各工種毎に決まる係数（別表－1）

別表－1

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響有)山間僻地離島	市街地(DID地区・準ずる地区)			
土木一般	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
橋りょう	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
PCけた	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
鉄けた架設	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
開さく	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
シールド	—	—	—	—	—	—
軌道	—	—	—	—	—	—
レール溶接	—	—	—	—	—	—
基準器設置	—	—	—	—	—	—

※地域補正：地方部（一般交通等の影響なし）

地方部（一般交通等の影響有）山間僻地離島

市街地（DID地区・準ずる地区）

※係数が設定されていない工種区分は積上げ積算による。

(5) 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- ・工事請負契約書の工事用地の確保等第17条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

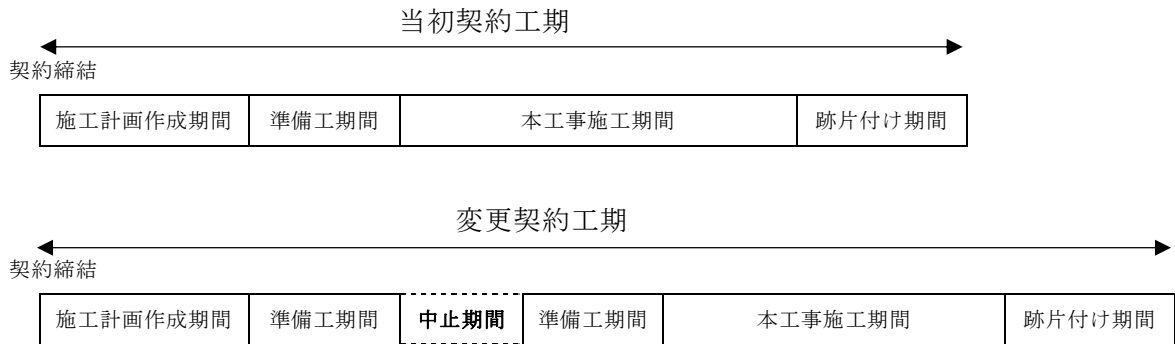
◇増し分費用

- ・一時中止に伴う増し分費用は計上しない。

(6) 準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- ・受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用*を記載した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増し分費用

- ・増し分費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増し分費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ・増し分費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

10. 増し分費用の取り扱い

(1) 工事一時中止の区分

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。

	① 一時中止 (工事全体の中止)	② 一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 (契約書第 52 条)	中止期間が 6 ヶ月を超えるとき	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間 について工期延期する。
増し分費用の 算定方法	中止期間が 3 ヶ月以内の場合は簡便法積算 (率式) による $G = dg \times J + \alpha$ dg : 一時中止に係る現場経費率 (単位 % 小数第 4 位四捨五入 3 位止め) J : 対象額 (一時中止時点の契約上 の純工事費) (単位円 1,000 円未 満切り捨て) α : 積上げ費用 (単位 円 1,000 円未 満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率 (dg) $dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$ N : 一時中止日数 (日) R : 公共工事設計労務単価 (土木一般 世話役) A・B・a・b : 各工種毎に決まる 係数 中止期間が 3 ヶ月を超える場合は積上げ積算	中止期間に関わらず、すべて積上げ積算 (社員等給与、現場事務所費用等) 費用の対象期間は、一部中止に伴う 工期延期期間を用いる。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) 費用の対象期間は、中止期間を用い る。

(2) 全体中止と部分中止の積算内容の違い

算定方法の違い

	中止期間が3ヶ月以内の場合	中止期間が3ヶ月を超える場合
<p>一 (工事全体が中止)</p> <p>一時中止</p>	<p>○率計上項目は、簡便法積算とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※簡便法積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間のN」とする。</p>	<p>○すべての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間のN」とする。</p>
<p>一 (主たる工種が中止)</p> <p>一部一時中止</p>	<p>○すべての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※費用の対象期間は「一部中止に伴う工期延期期間のN」を用いる。</p> <p>(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※費用の対象期間は「中止期間のN」とする。</p>	

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要
な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

※主たる工種とは、中止が全体工事の工期に影響をあたえるものを言い、工事費構成比率が最大
の工種のみを指すものではない。

(3) 増し分費用の事務処理上の取扱い

- 1) 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- 2) 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者・受注者が協議して、行うものとする。
- 3) 増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。

【H16. 12. 21 鉄計積第 24 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて(通知)」記 11】

〔参考資料〕

(1) 工事の一時中止に係る手続

工事の一時中止を必要とする場合の中止通知書作成例

様式第37号

年 月 日

(受注者) 殿

契約担当役

中 止 通 知 書

契約番号 道建工・役○第△号
件 名

年 月 日付けをもって請負契約を締結した上記 工事 は、
下記のとおり一時中止するので通知する。 役務

なお、上記について異存がないときは本書全文記載の請書を提出されたい。

記

- 一時中止を必要とする理由
- 中止数量 中止数量調書
- 一時中止する工事範囲 線路位置平面図 葉
- 中止予定期間 年 月 日から 年 月 日
- 管理体制等の基本的事項
中止期間中における工事現場の維持管理を別紙により行うこと
- 基本計画書の提出
中止期間中の維持管理に関する基本計画書を提出し承諾を得ること。
- 中止に係る概算費用
<中止期間が3ヶ月未満の場合>「参考値」 円
※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。
<中止期間が3ヶ月を超える場合>
監督員が承諾した基本計画に基づき、実費精算を行う。

様式第38号

中止数量調書

契約番号 ○建工・役□第△号 / 件 名

工事区分・工種・種別	規格	単位	契約数量	中止数量	残数量	摘要

(注) 役務の場合にあつては、「工事区分」を「区分」と読み替える。また、建築、機械、電気関係の工事又は役務の場合にあつては、「工事区分・工種・種別・細別」欄を「種目・科目・中科目・細目」と、「規格」欄を「適用」とそれぞれ読み替える。

様式第37号の2

年 月 日

(監督員) 殿

局 長
(公印・契印省略)

中 止 通 知 書

契約番号 道建工・役○第△号
件 名

上記 工事 は、別添図書のとおり一時中止するので通知する。 役務

(添付図書) 1. 決議書 (写) 1 部

2. 線路位置平面図 葉

3. そ の 他

別 紙

一時中止期間中における工事現場の維持、
管理等の基本的事項

1. (維持管理等について、詳細に記述する。)

(2) 工事の一時中止に伴う積算方法 (簡便法積算による場合)

◆ 中止期間中の現場維持等の費用 (単位 円 1,000 円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg : 一時中止に係る現場経費率 (単位 % 小数第 4 位四捨五入 3 位止め)

J : 対象 (一時中止時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000 円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位 円 1,000 円未満切り捨て)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数 (別表-1)

橋りょう工事	地方部
--------	-----

A = 180.4

B = -0.1562

a = 0.8251

b = 0.3075

J = 1,000,000,000 一時中止時点の契約上の純工事費

N = 90 一時中止日数

α = 0 積上げ費用

R = 23,000 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + (N \times R \times 100) / J$$

dg = 0.710240909

0.710%

$$G = dg \times J + \alpha$$

J = 1,000,000,000

G = 7,100,000

中止 90 日、積上げ分 0 円の場合の G (中止期間中の現場維持等の費用)

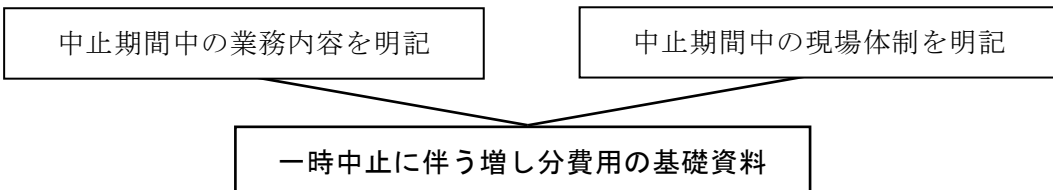
純工事費	dg (%)	G (円)
100,000,000	3.297	3,297,000
300,000,000	1.496	4,488,000
500,000,000	1.075	5,375,000
1,000,000,000	0.710	7,100,000

(3) 基本計画書の作成例

準備工期間中に工事中止となった場合の基本計画書の作成例

<p>〇〇〇橋りょう工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">基本計画書</div> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇株式会社 〇〇支店</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">目次</div> <ul style="list-style-type: none"> 1. 工事概要・・・・・・・・・・・・・・ 1 <li style="background-color: #e0e0e0;">2. 中止期間中の業務・・・・・・・・・・・・ 2 <li style="background-color: #e0e0e0;">3. 中止期間中の職員体制・・・・・・・・・・ 3 4. 現場組織表・・・・・・・・・・・・・・ 4 5. 安全衛生管理組織表・・・・・・・・・・ 5 6. 緊急時の体制及び対応・・・・・・・・ 6 <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時・・・・・・・・・・・・・・ 7 台風発生時・・・・・・・・・・・・・・ 8 緊急連絡体制・・・・・・・・・・・・・・ 9 災害対策本部組織図・・・・・・・・・・ 10 緊急資材一覧表・・・・・・・・・・・・ 11
---	---

<p>2. 中止期間中の業務</p> <p>1) 現場点検の実施 一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。</p> <p>2) 緊急時の対応 震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。</p> <p>3) 中止期間中の実施作業 中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。 ・ 試掘の立会 企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。 ・ 施工計画書の作成 現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。 ・ 道路工事等協議書の作成 現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。 	<p>3. 中止期間中の職員体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p>現場作業が無い、又は非専任の場合は、給与等の請求はできない</p> </div> <p>中止期間中の体制は以下の通りです。</p> <p><u>現場代理人</u>・・・・・・常駐 <u>監理技術者</u>・・・・・・非専任 施工担当者・・・・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。</p> <p>また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。</p>
--	--



(4) 工事請負代金変更請求の作成例

◎増加費用の請求例

平成 年 月 日

契約担当役
 ○○新幹線建設局
 局長 ○○ ○○ 殿

○○株式会社 ○○支店
 支店長 ○○ ○○ 印

○○工事に係る一時中止に伴う請負代金の変更について

現在当社で施工中の○○工事の一時中止に伴う請負代金の変更について、工事請負契約書第 21 条により下記のとおり協議いたします。

記

1. 協議金額 ○○,○○○,○○○円
 2. 添付資料 内訳書

平成 年 月 日

○○株式会社 ○○支店
 支店長 ○○ ○○ 殿

契約担当役
 ○○新幹線建設局
 局長 ○○ ○○ 印

○○工事に係る一時中止に伴う請負代金の変更について（協議）

標記について、貴社より平成 年 月 日付けで提出の工事請負契約書 21 条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金変更協議については、当局において細部について検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。
 なおこの金額に異存がない場合には、工事請負変更契約書に押印のうえ提出願います。

記

1. 工事名 ○○○○○○○○工事
 2. 協議金額 ○○,○○○,○○○円

◎増加費用の見積り書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り

工事名 ○○○○○橋りょう工事
 工事場所 自)○○県○○市○○
 至)○○県○○市○○
 当初工期 自)平成○○年○○月○○日 一時中止期間 自)平成○○年○○月○○日
 至)平成○○年○○月○○日 至)平成○○年○○月○○日
 (750 日間) (129 日間)

当初契約金額 ¥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ¥○○○,○○○,○○○
 増加金額 ¥ 3,629,624 税抜増加金額 ¥ 3,456,785

○○○○株式会社 ○○支店

見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

- 例えば
- (1)現場代理人の給料について
- ↓
- ①当該現場での作業内容
 ②給与等の内訳書
 ③給与明細等の資料
- (2)福利厚生費、通信交通費、
 営繕費について
- ↓
- ①経費別支払調書
 ②事務用品の証明書類の提出
 ③経費支払い集計調書

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り

工事名	○○○○○橋りょう工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1)現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

妥当性の確認ができた項目を積上げる
 (例では、全て確認できた場合、1,000 円未満を切捨てた 3,456,000 円が増加費用となる)

◎増加費用の見積り根拠資料例

(1)現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間報告書			○月	総括表	現場代理人	監理技術者
月	日	曜日	作業の内容			
○年 ○月	1	金	工事の一時中止指示			
	2	土				
	3	日				
	4	月	現地調査（現地測量）			
	5	火	現地調査（現地測量）			
	6	水	現地調査（現地測量）			
	7	木	現地調査（現地測量）			
	8	金	現地調査（現地測量）			
	9	土				
	10	日				
	11	月	現地調査（現地測量）			
	12	火	現地調査（現地測量）			
	13	水	現地調査（支障物の確認）			
	14	木	現地調査（支障物の確認）			
	15	金	現地調査（支障物の確認）			
	16	土				
	17	日				
	18	月	現地調査（支障物の確認）			
	19	火	現地調査（支障物の確認）			
	20	水	現地調査（支障物の確認）			
	21	木	現地調査（試掘の立会）			
	22	金	現地調査（試掘の立会）			
	23	土				
	24	日				
	25	月	特殊部位置の確認（現地照査）			
	26	火	特殊部位置の確認（現地照査）			
	27	水	道路調査委員会（占用企業者）			
	28	木	現地調査（試掘の立会）			
	29	金	特殊部位置の確認（現地照査）			
	30	土				
	31	日				

○○○(株) ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、現場代理人を中止期間中常駐とし、監理技術者の専任を解除。
(別途、変更基本計画書を提出)

月別給与手当・退職金・法定福利費細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給 与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当 小計	退 職 金 小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872	65,000
○月	369,900	0	102,825	472,725	65,000
○月	369,900	23,725	102,825	496,450	65,000
○月	369,900	5,932	102,825	478,657	65,000
○月 (9日分)	109,103	753	38,717	148,573	65,000
合 計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277	325,000
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809	65,000

	健康保険	厚生年金	厚生年金基金	雇用保険	法定福利費 小計	合 計
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	720,972
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	610,825
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	634,550
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	616,757
○月 (9日分)	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	286,673
合 計	118,000	142,000	233,467	27,500	365,500	2,869,777
対象期間平均	23,600	28,400	78,000	5,500	73,100	644,909

③給与明細等の資料 (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所	※区分		氏名		(受給者番号)
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額
控除対象 配偶者の 有無等	控除対象 配偶者の 有無等	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額
有	無	特 定	特 別	特 別	特 別
従 有	従 無	人 従 人 内	人 従 人 内	人 従 人 内	人 従 人 内
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		配偶者の合計所得	
居住開始年月日		個人年金保険料の金額		旧長期損害保険料の金額	
未成年者	乙欄	本人が障害者	寡 婦	寡 夫	動 労 学 生
特別	その他	一般	特別	寡 夫	死 亡 退 職
中途就・退職	就 職	退 職	年	月	日
受給者生年月日	明	大	昭	平	年 月 日
支払者	住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称		(電話)		

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書 (平成〇〇年 〇月分)

項目	細別	支払先	金額	税抜き金額
				備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			101,300	

② 事務用品費の証明書類の提出 (請求書の例)

請 求 書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社 御中

※弊社よりお知らせしている貴社コードを記入してください
取引先コード

住所 〇〇県〇〇市〇〇
会社名 〇〇〇株式会社
代表者
TEL 012-345-6789

印

今回請求金 ¥38,850 請求書番号 0 5 9 0

工事名等 〇〇〇電線共同溝工事 名称 メンテナンスカウンター料

※出来高請求の場合には、名称欄に当月末の出来高累計額および今回請求金を記載してください。

月日	名称	数量	単位	単価	金額
	別紙明細通り	1	式		¥ 37,758
	値引き				△ 758
	消費税				¥ 1,850
	計				¥ 38,850

※〇〇株式会社使用欄

※注文書の契約事項を記入して下さい

契約番号	
契約年月日	年 月 日
契約金	
増減金	
差引計	

※〇〇株式会社使用欄(記入しないでください)

請求額算定	出来高累計	支払率	前回数	今回	累計
〇.払切	2.内払()回目	3.精算			

※請求書(請求印の捺印は1部のみ)、内訳書とも2部提出してください。

③ 経費支払 集計調書

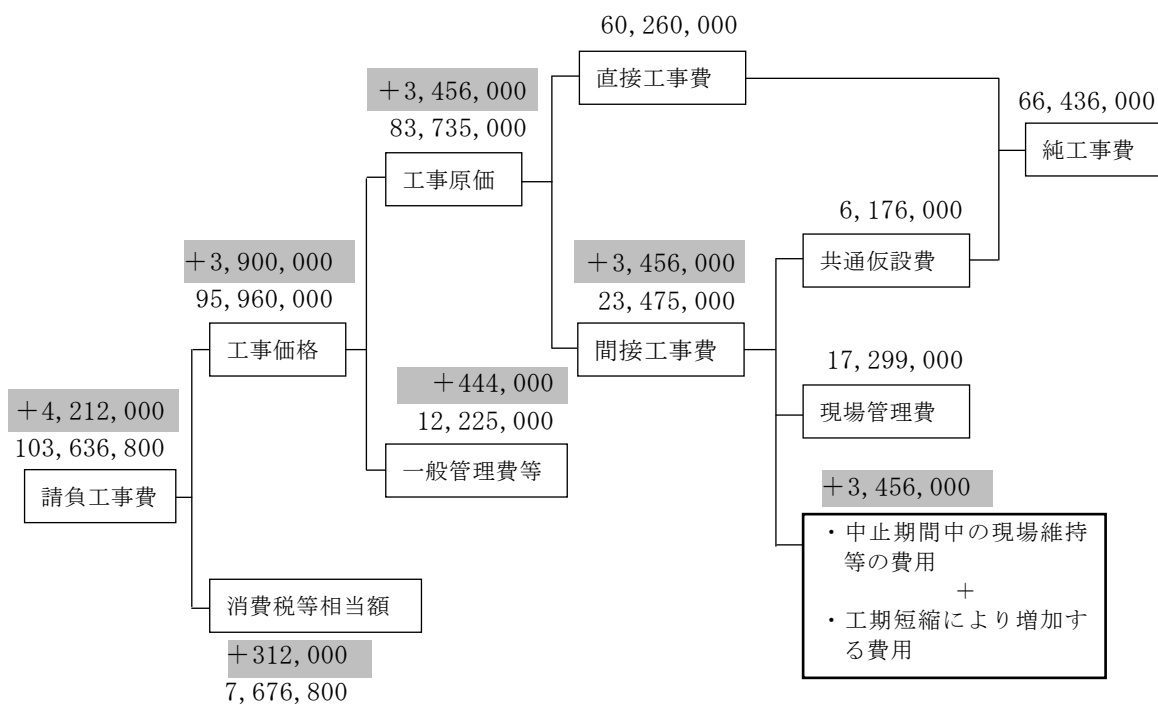
	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所費
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,468	37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

(5) 工事請負代金の構成

増加費用の構成

- ・中止期間中の現場維持に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。
- ・積上げ計上費用には、落札率を考慮しないものとする。
- ・増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

(増加費用の積算例)



積算書

工事名	○○○○橋りょう工事							
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁下部		式	1		60,260,000			
			1		60,260,000	0	0	
橋台工		式	1		300,540			
			1		300,540	0	0	
作業土工		式	1		200,720			
			1		200,720	0	0	
床掘り(土砂)		式	1,300	154.4	200,720			
			1,300	154.4	200,720	0	0	
直接工事費		式	1		60,260,000			
			1		60,260,000	0	0	
共通仮設費		式	1		6,176,000			
			1		6,176,000	0	0	
共通仮設費(率計上)		式	1		6,176,000			
			1		6,176,000	0	0	
純工事費		式	1		66,436,000			
			1		66,436,000	0	0	
現場管理費		式	1		17,299,000			
			1		17,299,000	0	0	
一時中止に伴う増加費用		式	1		0			
			1		3,456,000	1	3,456,000	
工事原価		式	1		83,735,000			
			1		87,191,000	1	3,456,000	
一般管理費等		式	1		12,225,000			
			1		12,669,000	1	444,000	
工事価格		式	1		95,960,000			
			1		99,860,000	1	3,900,000	
消費税相当額		式	1		7,676,800			
			1		7,988,800	1	312,000	※8%
工事費計		式	1		103,636,800			
			1		107,848,800	1	4,212,000	

変更増減額 前請負代金額：92,566,800 機構積算額：103,636,800

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= 95,960,000 \times \frac{92,566,800}{103,636,800} + (99,860,000 - 95,960,000) \\ &= 89,610,000 \end{aligned}$$

落札率

$$\begin{aligned} \text{変更増減額} &= 89,610,000 - 92,566,800 \times 100/108 \\ &= 3,900,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{変更請負額} &= 89,610,000 \times 108/100 \\ &= 96,778,800 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{増減請負額} &= 96,778,800 - 92,566,800 \\ &= 4,212,000 \end{aligned}$$

〔関連資料〕

○工事請負契約書（抜粋）

（工事用地の確保等）

- 第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する発注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（条件変更等）

- 第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、示方書又は仕様書、内容説明書及び内容説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1 項第1 号から第3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1 項第4 号又は第5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - (3) 第1 項第4 号又は第5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者・受注者協議し発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第21 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受

注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の解除権)

第52条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が6か月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

○増加費用等の積算上の取扱い（通知）

鉄計積第 24 号

平成 16 年 12 月 21 日

改正 平成 28. 2. 26 鉄計積第 160224003 号

鉄道建設本部
各地方機関の長 殿

鉄道建設本部
計画部長

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて（通知）

請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（平成 15 年 10 月 1 日鉄業契第 5 号・鉄計積第 2 号通達）及び工事請負契約書等の運用に関する取扱いについて（平成 15 年 10 月 1 日鉄業契第 27 号通達）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算については、下記により処理されたい。

なお、この内容は、工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い（昭和 57 年 3 月 29 日建設省官技発第 116 号、平成元年 2 月 8 日建設省技調発第 57 号一部改正）に準拠したものである。

これに伴い、工事の一時中止に伴う増加費用の処理方について（昭和 55 年 2 月 12 日計調第 68 号通知）は、廃止する。

記

1. この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。
 - (1) 現場搬入済の材料、機械等……一時中止（以下「中止」という。）以前に工場現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
 - (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……一時中止命令時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

2. 対象工事

発注者が、工事請負契約書第 21 条第 3 項の負担額又は賠償額（以下これら一括して「増し分費用」という。）を負担する工事（以下「対象工事」という。）は、予測し難い理由により、施工途上にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止したために、著しい増し分費用が生じたものとする。

3. 一時中止時における指示

発注者は、増し分費用を負担する可能性を有する工事を中止させる場合には、受注者に対して中止の対象となる工事の内容、工事区域、一時中止命令期間（以下「中止期間」という。）の見通し及び工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示するものとする。

4. 基本計画書

(1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、受発注者間で協議する。

(2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。

(3) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。

5. 増し分費用の範囲

増し分費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用（以下これらを一括して「工事現場の維持等に要する費用」という。）とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労働者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

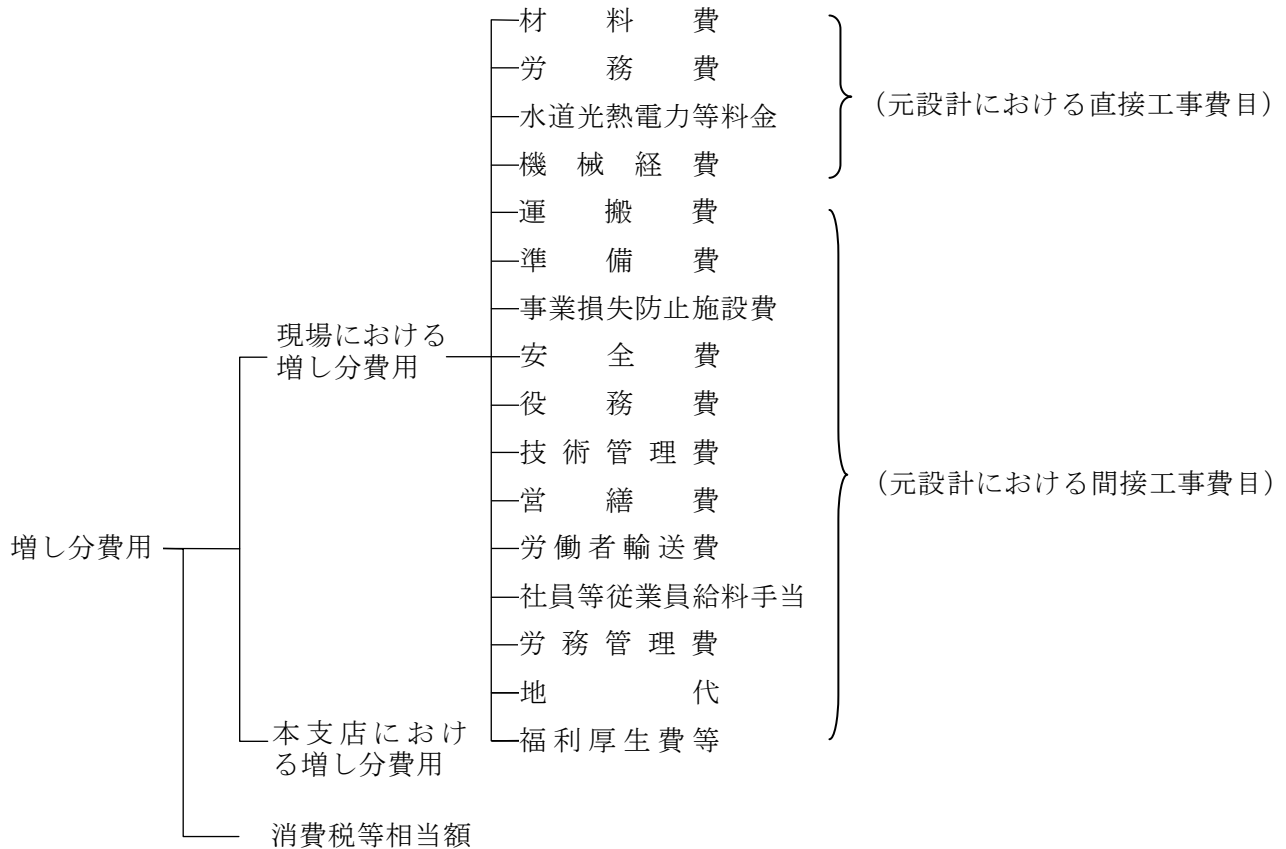
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等とする。

6. 増し分費用の構成費目

増し分費用の構成費目とは、次のとおりとする。



7. 増し分費用の算定

- (1) 増し分費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを発注者と受注者が協議して行う。
- (2) 増し分費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した次項に定める内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、「工事の一時中止により請負代金額が不適当となった場合の取扱いについて（通知）」により処理する。

8. 増し分費用の費目と内容

増し分費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増し分費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場に転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労働者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組み立て、解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により受注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

へ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労働者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 事業損失防止施設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認められた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

チ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工場現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

リ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ解約などに要した増加費用

② 電力・水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ヌ 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要

素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ル 営繕費

中止以前に工場現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用

ヲ 労働者輸送費

元設計が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用

ワ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

カ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直属又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労働者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用

ヨ 地 代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間の費用

タ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信

交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税等相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税及び地方消費税に相当する費用

9. 材料等の価格等の取扱い

増し分費用の各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。

10. 増し分費用の設計書における取扱い

増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

11. 増し分費用の事務処理上の取扱い

(1) 増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。

(2) 増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

(3) 増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。